

アセスメントサービス利用約款 変更点一覧

2015年1月1日改定

対象約款	条項	変更前	変更後	変更のポイント
アセスメントサービス利用約款	-	「ユーザー」と表記	「顧客」と表記	一般的表記に変更
	-	「問題冊子」と表記	「質問冊子」と表記	解答を求める問題に限定されないため、質問冊子に変更
アセスメントサービス利用基本約款	第2条(アセスメントサービス) 21項	前項の本サービスとは、本ツールの開発、利用の許諾、ユーザー登録の手続、ID・パスワード(以下あわせて「ID等」という)の発行、問題冊子・回答シート(以下あわせて「問題冊子等」という)の貸与、インターネット回線を用いた利用環境の整備、テストセンターの運営、採点処理、採点結果の報告、採点結果の保管、結果利用のアドバイス等のサービスの総称をいう。	前項の本サービスとは、本ツールの開発、利用の許諾、顧客登録の手続、ID・パスワード(以下あわせて「ID等」という)の発行、質問冊子・回答シート(以下あわせて「質問冊子等」という)の貸与、インターネット回線を用いた利用環境の整備、採点処理、採点結果の報告、採点結果の保管、結果利用のアドバイス等のサービスの総称をいう。	テストセンターサービス提供の予定が無い場合、削除
	第10条(禁止行為および甲の義務) 81項	甲が、本サービスの提供を受けるに当たり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、当該第三者に本約款等における甲と同等の義務を負わせらうえて、乙に対し、乙の定める書面をもって速やかに通知しなければならない。	甲が、本サービスの提供を受けるに当たり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、当該第三者に本約款等における甲と同等の義務を負わせらうえて、乙に対し、乙の定める書面をもって事前に通知しなければならない。	作業を代行する第三者に関する通知を、事前に変更
	第16条(採点データの利用)	甲は、乙が、本ツールの採点後のデータ(以下「採点データ」という)をもとに、個人情報を集計し、あるいは甲および受検者または回答者等が識別、特定できないように加工したデータを作成し、分析、研究、新規サービスの開発等を目的として利用することを予め承諾する。	甲は、乙が、本ツールの採点後のデータ(以下「採点データ」という)をもとに、個人情報を集計し、あるいは甲および受検者または回答者等が識別、特定できないように加工したデータや統計情報を作成し、研究・分析およびその公表、新規サービスの開発等を目的として利用することを予め承諾する。	社外への広報を含め、より具体的表記に変更
	第18条(本サービスの提供の停止)	乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、甲の事前の承諾なく、本サービスの提供を一時的に停止することができる。	乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、甲の事前の承諾なく、いかなる責任も負わずに本サービスの提供を一時的に停止することができる。	免責の範囲について明確な表記に変更
	第20条(乙の損害賠償および免責) 21項(1)	甲が日本以外の国または地域において本サービスを利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲に損害が生じた場合	甲、受検者または回答者が日本以外の国または地域において本サービスを利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲、受検者または回答者その他の第三者に損害が生じた場合	受検者または回答者が海外で利用した場合の免責を追加
	第22条(反社会的勢力の排除)	甲は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう)に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明する。かかる表明に違反した場合には、異議なく契約解除を受け入れる。	甲は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう)に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明する。かかる表明に違反した場合には、乙と交わした全契約の解除を異議なく受け入れる。	契約解除時の対象を明確化
ペーパーテストサービス利用約款	第1条(趣旨) 後段	ペーパーテストサービスとは、乙が、甲の申請に基づき、乙が開発したアセスメントツール(以下「本ツール」という)の問題冊子・回答シート(以下あわせて「問題冊子等」という)を甲に貸与し、甲が受検者または回答者(以下あわせて「受検者等」という)に実施した本ツールの採点処理を乙に依頼し、乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	第2条(ペーパーテストサービス) ペーパーテストサービスとは、乙が、甲の申請に基づき、乙が開発したアセスメントツール(以下「本ツール」という)の質問冊子・回答シート(以下あわせて「質問冊子等」という)を甲に貸与し、甲が受検者または回答者(以下あわせて「受検者等」という)に実施した本ツールの採点処理を乙に依頼し、乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	第1条後段を第2条として独立
	第2条以降の条文番号	-	それぞれ1条ずつらして表記	第1条後段の独立に伴う変更
WEBテストサービス利用約款(約款名称も変更)	-	「WEBテストサービス」と表記	「WEBアセスメントサービス」と表記	テストに限定しない表記に変更
	-	「受検」、「受検者」と表記	「受検・回答」、「受検者・回答者」と表記 またそれぞれ(以下「受検等」という)、(以下「受検者等」という)と記載	テストに限定しない表記に変更
	-	「本テスト」と表記	「本ツール」と表記	テストに限定しない表記に変更
	-	「企業別受検ID」と表記	「ID」と表記	テストに限定しない表記に変更
	第1条(趣旨)	WEBテストサービス利用約款は、利用者(以下「甲」という)が株式会社リクルートマネジメントソリューションズ(以下「乙」という)の提供する次条に定めるサービスを利用するに当たり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。	WEBアセスメントサービス利用約款は、利用者(以下「甲」という)が株式会社リクルートマネジメントソリューションズ(以下「乙」という)の提供する次条に定めるWEBアセスメントサービスを利用するに当たり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。	WEBアセスメントサービスが対象であることを明確化
	第2条(WEBテストサービス)(条文見出しも変更)	WEBテストサービスとは、乙が、乙が開発した適性検査(以下「本テスト」という)をインターネット回線を用いて実施できる環境を整備し、…	WEBアセスメントサービスとは、乙が、乙が開発した適性検査・サーベイ(以下「本ツール」という)をインターネット回線を用いて実施できる環境を整備し、…	テストに限定しない表記に変更
第3条(本テストの実施) 31項(条文見出しも変更)	受検者は、甲と乙が所定の手続によって発番する企業別受検ID・パスワード(以下あわせて「企業別受検ID等」という)を使用し、本テストを受検する。なお、甲は、甲のホームページに採用選考の応募者として登録した者が本テストを受検することができる仕組みを採用することもできる。	受検者等は、乙が所定の手続によって発番するID・パスワード(以下あわせて「ID等」という)を使用し、本ツールを受検等する。	採用選考の応募者向けの仕組みを提供していないため、削除	
インハウスCBTサービス利用約款	-	-	インハウスCBTサービス利用約款の削除	インハウスCBTサービス提供の予定が無い場合、削除
テストセンターサービス利用約款	-	-	テストセンターサービス利用約款の削除	テストセンターサービス提供の予定が無い場合、削除